

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………(一)
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………(一)
- 建築基準法による一団地の区域……………(一)
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………(一)
- 建築基準法による道路位置の指定……………(一)
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第二課)……………(一)
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(二)
- ………(同)……………(二)
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………(二)
- ………(環境局総務部環境政策課)……………(二)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(八)
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………(八)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(九)
- ………(同)……………(九)
- 都道の区域変更(二件)……………(一〇)
- ………(建設局道路管理部路政課)……………(一〇)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(三)
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………(三)
- 開発行為に関する工事完了……………(三)
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第二課)……………(三)
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(三)

## 告示

- ………(下水道局)……………(三)
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(三)
- ………(同)……………(三)
- 東京都告示第千三百六十七号
- 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき田町駅前東口地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
- 平成二十七年九月九日
- 東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称  
田町駅前東口地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十七年九月九日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
港区芝浦三丁目地内
- 四 事務所の所在地  
港区芝浦三丁目一番三十二号
- 五 設立認可の年月日  
平成二十七年九月九日
- 六 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

限

平成二十七年十月八日

### ●東京都告示第千三百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年九月九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番  
認定年月日  
北区西が丘三丁目千四百四十二番十 平成二十七年八月五、同番十六、板橋区清水町八十九 月二十日  
番六及び同番七
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

### ●東京都告示第千三百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)以下「法」という。第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道 路の種類	指定年月日	指定に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ ートル)
法第四十二条 第一項第五号 の規定による 道路	平成二十七 年八月十九 日	延長 一九・三九 幅員 四・〇〇
	小金井市前原 町二丁目千九 十二番二十六 の一部	

●東京都告示第千三百七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十七年九月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道 路の種類	変更年月日	変更に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ ートル)
法第四十二条 第一項第五号 の規定による 道路	平成二十七 年八月二十 日	延長 一・〇〇 幅員 三・四〇 九・九〇
	稲城市大字百 村字一号八十 一番十、同番 十三の一部、 同番十四、同 番十五、同番 二十及び八十 四番一	

●東京都告示第千三百七十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省 関東地方整備局

局長 石川 雄一

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画

道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、十号その二埋立地を起点とし、中央防波堤内側埋立地を終点とする延長約二・五キロメートルの区間において、四車線の臨港道路を新設するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が三件、事業段階関係区長からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、生物・生態系、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年九月九日から同月二十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記(原文のまま記載)

評面書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

本事業に係る評面書案に対して都民からの意見書が3件、事業段階関係区長である港区長、江東区長及び大田区長からの意見が出された。意見等の件数の内訳は、表1のとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	3
事業段階関係区長からの意見	3
合計	6

1 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評面書案に対する都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表1-1(1)～(7)のとおりである。

表1-1(1) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目：事業計画	都民の意見	事業者の見解
	この道路建設の大きな理由の一つに第2航路海底トンネルの自動車交通量が満杯で渋滞の発生が多いことが挙げられている。しかし、平成24年2月12日に東京ゲートブリッジが開通して以来、第2航路海底トンネルの自動車交通量は約1万台減少している。平成20年度には混雑度が1.0を切っている。この状況からしても、南北線建設計画は廃止すべきである。	平成24年調査結果によると、第2航路海底トンネルの交通量は東京ゲートブリッジの開通前に比べ約1万台減少していますが、8時から17時台(平成24年5月平日平均)の交通量は計画容量の1,500台/時を越えており(混雑度1以上)、慢性的な混雑が激しいです。 また、東京港の外資コンテナ取扱貨物量は増加傾向にあり、中央防波堤地区の新たなコンテナ埠頭の開発に伴う交通需要の増大に対応し、円滑な物流を確保するため、本事業は必要であると考える。
	平成27年5月13日に、国土交通省の物流審議官部門物流政策課企画室と鉄道局総務課強貨物鉄道政策室が発案した「輸出入コンテナ貨物における鉄道輸送促進に関する調査結果」によると、「環境対策や労働力不足対策の観点から輸出入コンテナのモーダルシフト推進は重要な政策課題となっている」と述べている。したがって、近い将来、東京港でもこの問題が具体化されることが考えられるので、今回の道路建設計画は取りやめるのが妥当と考えられる。	二酸化炭素排出量の削減や物流の効率化などの観点から、自動車から貨物鉄道輸送への転換(モーダルシフト)は重要な課題であり、国土交通省では、貨物鉄道輸送のインフラ整備に対する支援など、モーダルシフト推進のために様々な取り組みを行っています。 一方、「輸出入コンテナ貨物における鉄道輸送促進に関する調査結果」によると、輸出入コンテナ貨物の鉄道輸送の促進に向けては、鉄道トンネルの高さ制限や運行面での空確保等の課題解決に向けた関係企業の努力や関係各者の協力、連携が必要であるとともに、引き続き具体化に向けた更なる審議・検討が必要であるとしています。 東京港の外資コンテナ取扱貨物量は増加傾向にあり、中央防波堤地区の新たなコンテナ埠頭の開発に伴う交通需要の増大に対応し、円滑な物流を確保するため、本事業は必要であると考える。

表1-1(2) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目：事業計画	都民の意見	事業者の見解
	昨年9月の東京港第8次改訂港務計画」を審議した東京港務審議会では、外資コンテナ取扱貨物量の増加見込み量は、コンテナ埠頭の拡大、道路の拡大整備のための、実態を見ない過大な見積もりであるとして、批判的意見が出されています。 東京港の2014年の外資コンテナ取扱個数は439万TEU(20万コンテナ換算個数)で、前年比3万6千TEUほど増加しているとしています。しかし、増えたコンテナの全てが空コンテナです。 実入りコンテナは実に2千TEU以上減っており、その一方で、空コンテナが約3万9千TEUも増えているのが現状です。 この事実には、外資貨物自体が頭打ちだということも表していますが、輸入が輸出の2倍以上という東京港の片荷貿易構造のもと、実入りコンテナに伴って空のコンテナを「輸出」しなければならぬが、実入りコンテナの頭打ちに伴い、いずれ空コンテナも頭打ちになります。 京浜3港連携・経営統合でコンテナ貨物が増えるかのような幻想をふりまき、現実離れした高い目標貨物量を設定したと見ざるを得ないものです。こうした目標設定は、ムダな公共事業を作り出す常套手段と言っても過言ではないと考えます。 こうした実態を見るならば、本事業の前提そのものが成り立たないと考えられます。 「(仮称)東京港臨海道路何路寄居線建設計画」の再検討を強く求めるものです。	東京港は世界各国の外資コンテナ船が航行する国際貿易港であるとともに、首都圏4,000万人の消費生活と産業活動に極めて重要な役割を果たしています。 また、東京港の外資コンテナ貨物量は平成15年には307万TEU、20年には373万TEU、28年には435万TEUと増加しています。 こうした中、東京港におけるコンテナ埠頭の施設能力は、ほぼ限界に達しており、平成26年12月に改訂された「東京港第8次改訂港務計画」では、東京港の国際競争力を強化するため、コンテナ船の大型化や貨物需要に対応した新たな埠頭を整備するとともに、既存のコンテナ埠頭の施設再編等を進めることを位置づけています。 中央防波堤地区の新たなコンテナ埠頭の開発に伴う交通需要の増大に対応し、円滑な物流を確保するため、本事業は必要であると考える。

表1-1(3) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目：大気汚染	都民の意見	事業者の見解
	<p>現在、大井ふ頭へ出入りする大型コンテナ自動車は長い列で待受け待ちをしている。その間に排気される大気汚染物質により周辺の大気汚染が甚だしい。</p> <p>そこへ至る大井中央陸橋下交差点測定局で測定された二酸化窒素濃度は最近10年間、環境基準を大幅にオーバーしている。今回の道路計画でも同じことが繰り返される恐れが大きい。</p> <p>大気拡散式で年間の平均濃度を算出するのはモデルム・パワモデルを用いているが、これらのモデルは、無風で平坦な地面で、熱的条件、地面粗度、風向、風速が一定という強い仮定のもとに導かれた拡散式である。今回のように吹く場において、風が海上から陸地に向かって流れるのは、海上を吹いてきた風は乱れが小さい流れだが、陸上へ入ると、地面の凸凹度が変わると熱的影響で気流の乱れが大きくなる。その結果、著しい高濃度汚染が発生することがある。海上を流れる汚染物質の拡散幅の推定にはパスヤル・ギンナー下線図は役に立たない。このような地形のところでの大気汚染の予測式は、一般的なモデルム・パワモデルは不適用である。アメリカ合衆国内務省が開発したOCD Model (Offshore and Coastal Dispersion Model) が適当と考えられる。この意見は、いままで河内も出しているが、一向に覆みられないのは残念である。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境負荷の発生抑制措置として、工事の施行中においては、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画、過積機や制限速度等の法令遵守、無駄なアイドリングの禁止等を工事関係者に指導します。</p> <p>また、工事の完了後にについても、海底トンネルのサグ部の利用車両の速度低下による渋滞や排出ガスの量を防ぐため、看板等により速度回復の注意喚起を促すことを検討します。また、管理者等を通じ、公道利用者に対する制限速度の遵守や無駄なアイドリング禁止を周知・啓発するほか、車両待機場やベンチ・シャワー・トイレの設置の低減に努めます。</p> <p>予測式のモデルのうち、OCDモデルは米国内務省が開発した海上の煙源による大気質濃度正規化モデルの予測モデルであり、一般的に生じる高濃度汚染(ダウンウォッシュ、フュミゲーション等)を考慮できます。</p> <p>本予測の煙源の設定においては、建設機械及び作業機械、工事用船舶の煙源高が比較的低いことからダウンウォッシュによる影響はほとんど現れないと考えられること、また、東京湾ではフュミゲーションのような特殊な条件の影響による濃度上昇はわずかであることから、通常用いられているモデルム・パワモデルを用いることが適切であるものと考えています。</p> <p>なお、OCDモデルは米国の気象条件、地形条件等での予測を前提としているため、環境省の環境影響評価技術検討会においては我が国における適用には慎重な検討が必要であるとされております。</p>
	<p>評価書案は大気汚染の調査6地点、予測地点を2箇所上げていますが、予測地点は、トンネル内1地点、トンネルからスリット構造に移行する地点1箇所、スリット構造から、開削構造に移行する地点の3箇所、上下合わせて6箇所で行うことを求めます。</p>	<p>予測は、起点、終点の2箇所において、それぞれトンネル内での大気汚染物質の発生量を算出し、さらにトンネル内からの排出量とスリット構造からの発生量が加わった地点、及びスリット構造から開削構造に移行する地点までの予測を行っております。ご指摘のトンネルからスリット構造に移行する地点及びスリット構造から開削構造に移行する地点の範囲を満足するものと考えます。トンネル内については、断面や交通方式等を踏まえた換気計画を検討し、設計に反映することから、予測対象として選定しております。</p> <p>なお、評価は、予測結果のうち、最大着地濃度地点の2地点について行っております。</p>
	<p>中央防波堤外側の外貨埠頭を利用する船舶による大気汚染の影響を複合的に予測評価していただきたいと思います。</p>	<p>評価に当たっては、新設ふ頭で利用国際海上コンテナターミナル(Y1~Y3)の船舶による寄与分を加味し、その他既存ふ頭の利用船舶による影響はバックグラウンド濃度として考慮することにより、周囲のふ頭を利用する船舶による大気汚染の影響を複合的影響として予測評価しております。</p>

表1-2(4) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目：水質汚濁	都民の意見	事業者の見解
	<p>トンネル工事が行われる海域は、荒川および多摩川の表層流・底層流が大きく関わる海域だと思いがちですが、その視点からの調査がないことが大変気になります。海中の2つの流れは、海の環境を大きく変化させ、自然の回復を促す力だからです。この2つの流れが東京湾奥部でどのように動いているか報告を求めます。</p>	<p>本事業は地形等の大きな変質を伴うものではなく、計画道路周辺海域における流れの変化はほとんどありません。また、荒川及び多摩川前面海域は事業区域から離れていることから、ご指摘の事業に伴う影響はないと考えています。</p>

表1-1(5) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目：生物・生態系	都民の意見	事業者の見解
	<p>東邦大学東京湾生態系調査研究センターのお台場海浜公園の定点調査報告を見ると、海中の環境が変わる季節の変化に合わせるように水中の生物相ががらりとかわってしまうことが分ります。それだけ東京湾の環境が、生物が生存できる環境として厳しい環境であることを物語っているのだと考えます。</p> <p>いわばようやく生きていた生物たちを死滅に追い込むこととなる自然の改変が今回のような工事ですから、簡単に「影響は少ない」と切っけで済ませるような報告をやめて、東京湾の自然の力が回復するような配慮を感じられる計画と環境影響評価をお願いします。</p>	<p>本評価書案では、「東京都環境影響評価条例」(昭和55年東京都条例第96号)に基づき作成した調査計画書に従い、既存資料調査や四季の代表的な時期に現地調査を行うことにより、調査対象区域周辺における潮流や水質等の生物生態環境と生物相の季節変化を把握した上で、事業計画の内容を踏まえ、適切な手法により、環境影響の予測・評価を実施しております。</p> <p>また、海上工事等に伴う濁りの拡散を防止し、水生生物への影響を最小限にとどめるため、波浪工事の際には防濁防止柵又は防濁防止壁を、基礎砕石材投入工事にはトレンシー台船を使用することにより、環境の負荷の低減に努めます。</p> <p>なお、波浪工事に伴い発生する浚渫土については、工事の施行前に底質調査を行い、水底土砂に係る判定基準等を遵守した上で、青潮の発生原因のひとつとされている湾奥の深掘部へ、埋戻しに活用する等、東京湾における環境改善対策にも配慮します。</p>
	<p>東京湾に流れ込む河川には多くの汚水処理場が立地しておりますが、大雨の際は、大量の汚水・雨水が処理されないまま河川に越流水として放出されます。これらの汚水を処理しているのがヨカイや二枚貝などの底性生物です。</p> <p>153万m<sup>3</sup>の浚渫土の移動は、こうした生物を失い東京湾の浄化力を低下させます。低下する浄化力を定量的に示すとともに、どのくらい時間があれば回復可能かを示していただきたい。</p>	<p>浚渫土によりその箇所のヨカイや二枚貝などの底生生物は一時的に消滅しますが、事業の実施に伴う流れの変化はなく、周囲に生息するヨカイや二枚貝の浮遊幼生が新たに着底することにより、現状と概ね同様な生物相が形成されると考えます。</p>

表1-1(6) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目：陸揚物	都民の意見	事業者の見解
	<p>浚渫土の投棄場所について東京湾奥部と書かれているだけですが、浦安の埋め立て事業で深い浚渫を行い、青潮発生原因となつていく浚渫の修復のために活用することを求めたいと考えます。</p>	<p>浚渫工事に伴い発生する浚渫土は、評価書案P.473に記載のとおり、工事の実施前に再度底質調査を行い、受け入れ先の受入基準や水底土砂に係る判定基準等を遵守した上で、建設発生土有効利用事業(東京湾奥の深掘部の埋戻し)等において活用する計画です。</p>

表1-1(7) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目：温室効果ガス	都民の意見	事業者の見解
	今回の環境影響評価書案では、温室効果ガスの排出が取り上げられていない。予測地点における利用車両の将来交通量は約39,000台～34,000台とされているが、これらの自動車から排出される二酸化炭素はどのくらいの量になるのか示していただきたい。	二酸化炭素を含む温室効果ガスについては、「東京都環境影響評価技術指針(付解説)」(東京都環境局、平成26年)において「評価の対象とする温室効果ガスは、事業者による管理、抑制等の措置が可能な事業において排出されるものを対象とする。したがって、事業者の管理する燃焼施設から排出される二酸化炭素等は評価の対象となるが、道路の使用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素等は対象とならない。」としていることから、予測評価の対象として選定しておりません。 なお、温室効果ガスの削減対策として、海底トンネルのナゾ部での利用車両の速度低下による渋滞や排出ガス量の増加を防ぐことを検討します。また、管理者等を通じ、ふ頭利用者に對する制限速度の遵守や無駄なアイドリングや禁止ゾーンゾールの利用による交通集中の回避等を働きかけ、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

表1-1(8) 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目：その他	都民の意見	事業者の見解
	環境アセスメントの制度が効果的に力を発揮するためには、「影響は少ない」とか「貴重な種は存在しない」と言うことを述べることではないかと考えます。	本評価書案では、「東京都環境影響評価条例」に基づき作成した調査計画書に従い、既存資料調査や四季の代表的な時期に現地調査を行うことにより、調査対象区域周辺における環境の現況を把握した上で、事業計画の内容を踏まえ、適切に環境影響の予測・評価を実施しております。 なお、事業の実施に際しては、環境への影響を最小限にとどめるための環境保全措置を講じます。

2 事業段階関係区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要  
評価書案に対する事業段階関係区長である港区長、江東区長及び大田区長から提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表2-1～表2-3のとおりである。

表2-1 事業段階関係区長の意見の概要及びこれらについての事業者の見解 (港区長)

項目	港区長の意見	事業者の見解
全般事項	環境影響評価書案を踏まえ、より良い環境影響評価書を作成してください。	環境影響評価書案を踏まえ、事業の実施に伴う環境影響の評価や保全措置の設定について、最大限配慮するともに、評価書の作成にあたっては、極力分かりやすい図表、専門用語の説明などにより、より良い環境影響評価書の作成に努めます。

表2-2(1) 事業段階関係区長の意見の概要及びこれらについての事業者の見解（江東区長）

項目	江東区長の意見	事業者の見解
全般事項	本事業が実施される中央防波堤埋立地については、これまでの歴史的経緯を踏まえれば、本区へ帰属することが当然である。 本埋立地には、2020年東京オリムピック・パラリンピック競技大会の競技場が整備される予定であることから、本区の意向を認識の上、本帰属問題を喫緊に解決すべきであることを申し添えておく。	環境影響評価の内容にかかわる事項ではないため事業者の立場からの見解は控えさせていただきます。
大気汚染	区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。工事施工中の建設機械稼働や工事車両の走行、また、工事完了後の自動車の走行に伴う排気ガスについて環境負荷の低減を図り、環境基準を達成するよう努めること。	工事の施行中においては、事業の影響を極力小さくするための措置として、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画、過積載や制限速度等の法令遵守、無駄なアイドリフトの禁止等を工事関係者に指導します。 工事の完了後においては、海底トンネルのサブ部での利用車両の速度低下による渋滞や排出ガスの増加を防ぐため、看板等により速度回復の注意喚起を促すことを検討します。また、管理者等を通じて、ふ頭利用者に対する制限速度の遵守や無駄なアイドリフト禁止を周知・啓発するほか、車両待機場やバン・シャワー・ゾーンの利用による交通集中の回避等を働きかけ、環境負荷の低減に努めます。
騒音・振動	工事施工中及び工事施工後とも騒音レベルが環境基準を上回る地点が予想されている。工事用車両の省燃費運転や無駄なアイドリフトの禁止、工事施工後の利用車両の制限速度の遵守や特定時間帯の交通集中回避といった交通量の調整等により、環境基準を達成するよう努めること。	工事の施行中においては、事業の影響を極力小さくするための措置として、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画、過積載や制限速度等の法令遵守等のほか、居住区域を走行しないよう工事関係者に指導します。 工事の完了後においては、より騒音低減効果の高い新たな舗装技術の採用を検討するとともに舗装の適切な維持管理を行います。また、管理者等を通じて、ふ頭利用者に対する制限速度の遵守や無駄なアイドリフト禁止を周知・啓発するほか、車両待機場やバン・シャワー・ゾーンの利用による交通集中の回避等を働きかけ、環境負荷の低減に努めます。
水質汚濁	工事施行中の海上における建設機械の稼働による周辺海域への水質汚濁対策を最大限に講じること。また、浚渫工事にあたっては、汚濁防止枠及び汚濁防止帯を適正に使用し、濁りの拡散防止に努めること。	工事の施行中においては事業の影響を極力小さくするための措置として浚渫・浚渫時の濁りの拡散防止のための汚濁防止枠又は汚濁防止帯を使用することにより、浚渫工事、トンネル工事に伴う水質への影響を最小限にとどめます。

表2-2(2) 事業段階関係区長の意見の概要及びこれらについての事業者の見解（江東区長）

項目	江東区長の意見	事業者の見解
土壌汚染	工事施工に伴い発生する建設発生土や建設汚泥による土壌汚染が生活環境に影響を及ぼすことのないよう、工事施行中の計画地や運搬土壌からの飛散防止対策を実施することにより、周辺環境の保全に努めること。	工事の施行中においては、建設発生土及び浚渫土の再利用及び処分に応じた「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）、「海洋汚染防止及び海洋資源の保全に関する法律」（昭和45年法律第136号）、「市民の健康と安全を確保する環境法に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）等の関連法令及び条例、並びにカイドリフトの自標・施業に基づき適正に処理・処分を行います。 このほか、工事の施行中における計画地や運搬土壌からの飛散防止対策として、過積載の防止やタイヤ洗浄等により、場外から一般道路への土砂の飛散防止を図るよう、工事関係者に指導します。
生物・生態系	工事施工中・完了後ともに、鳥類は移動能力があることから計画道路及び周辺に生息する鳥類相の変化は必ず発生すると想定される。しかし、現在注目される種も確認されており、貴重な生態系を保全するために、可能な限り鳥類が他に移動することの防止に努めること。	鳥類への影響を最小限にとどめるため、工事の施行中及び工事完了後に、評価書案p.374に示す各種の環境保全措置を講じます。なお、鳥類は、工事の施行中に一時的に移動する可能性はありますが、類似した環境が連続して存在していることから、計画道路及びその周辺に生息する鳥類相の変化は必ず発生すると考えられます。
景観	本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画・東京都景観計画（東京港のほかに「江東区景観計画」を踏まえたものとする。こと。	対象事業は大部分が海底トンネルであり、景観への影響の程度は小さいものと予測されますが、「東京都景観計画」（東京都、平成23年）及び「東京港（中央防波堤地区）景観ガイドライン」（東京都港湾局、平成25年）における景観誘導基準、「江東区景観計画」（江東区、平成25年）等を踏まえることはもとより、形態・意匠・色彩は臨海部の景観や周辺環境との調和にも配慮します。
自然との触れ合い活動の場	眺み頭公園は、休日の車両利用者が中心であり、工事車両台数も平日に比べて少なくなるため影響は少ないと考えられるが、工事工程を計画的に実施し、突発的に休日などに工事量が増えないよう、配慮に努めること。	工事の施行に伴う交通量の一時的な増加とならないよう、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程を計画するとともに、定期的な工事安全連絡協議会等を開催し、環境保全措置の実施を工事関係者に周知すること等により、突発的に休日などに工事量が増えないよう、配慮します。
廃棄物	工事時には様々な種類の廃棄物が発生する。分別と資源源化に努め、発生量を抑制することであるが、それらが施設に持ち込まれるまででなく、それらが適切に再利用、再使用されるまでを適当に監視することに努めること。また、受け入れ先の基準を遵守することに努めること。	工事の施行中においては、建設廃棄物及び建設発生土を事後調査報告書の中で明らかにします。また、浚渫工事の発生土については、受入先の受入基準や水底土砂に係る特定基準を遵守した上で建設発生土有効利用事業等において活用する計画です。

表2-2(3) 事業段階関係区長の意見の概要及びこれらについての事業者の見解 (江東区長)

項目	江東区長の意見	事業者の見解
その他	現在は産業道路の位置づけであるが、将来的には公共交通の役割を担う道路であり、そのような利用方法を考慮し、長期的な視点に立ったうえで整備を進めること。	本事業は、「港湾法」(昭和25年法律第218号)に基づき策定された「東京港第8次改訂港湾計画」(目標年次：平成30年代後半)において臨港交通施設として位置づけられています。 「港湾法」では、臨港交通施設として、「港湾内及び港湾とその背後地との間における車両等の安全かつ円滑な交通を確保できる要件を満たす」ことを規定しており、本事業についても、港湾関連車両のみならず港湾計画で想定する車両の円滑な交通網の整備を目的として、長期的な視点に立ち計画されています。 事業計画に沿い、環境影響に配慮しながら適切な工程管理を行います。
工事に伴う環境負荷低減に努め、道路開通に伴う経済波及効果や事業採算性を確保するため、工程管理を適切に行い、遅滞なく工事を完了するよう努めること。		

表2-3 事業段階関係区長の意見の概要及びこれらについての事業者の見解 (大田区長)

項目	大田区長の意見	事業者の見解
全般的事項	中央防波堤埋立地については、行政区域への編入が未確定である。東京港港湾計画(第8次改訂)に基づくふ頭整備などが進展し、また、平成22年の羽田空港国際化に伴い国際旅客着岸が飛躍的に増加する中では、中央防波堤埋立地と空港及び大田区の臨海部が相互に連携し、一体となったまちづくりを行っていく必要がある。 また、中央防波堤埋立地のある場所が、かつて漁港の漁場として、その大部分が大田区民の生産と生活の場であったという歴史的な事実等を踏まえると、当該区域は大田区に帰属すべきものであり、東京都におかれては、本区の意志を尊重いただき、行政区域の確定に特段の配慮を講じられたい。	環境影響評価の内容にかかわる事項ではないため事業者の立場からの見解は控えさせていただきます。
大気汚染、騒音・振動共通	大田区臨海部への流入交通量は、東京ゲートブリッジの開通や区臨海部に集積している物流倉庫の建替えによる機能強化や施設の新設等に伴い、今後一層の大型車両の増大が懸念されている。このような中、区臨海部における主要幹線道路の慢性的な交通渋滞に伴う周辺環境への負荷の軽減は、区の深刻かつ緊急な重要課題である。 このことから、事業の実施にあたっては十分な環境保全措置を実施するとともに、適切な箇所での事後調査において、事業の実施に伴う大田区内の環境への影響を調査し、必要に応じてさらなる環境保全措置を講じること。	工事の施行中においては、事業の影響を極力小さくするための措置として、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画、過積載や制限速度等の法令遵守等のほか、居住区域を通行しないよう工事関係者に指導します。 また、工事の完了後についても、管理者等を通じ、ふ頭利用者に対する制限速度の遵守や無駄なアイドリング禁止を周知・啓発するほか、車両待機機場やバンシヤーマシーナールの利用による交通集中の回避等を働きかけ、環境負荷の低減に努めます。 事後調査の箇所については、事後調査計画において適切な箇所を検討し設定するとともに、事業の実施に伴い著しい影響のおそれがある場合には、更なる環境保全のための措置を検討します。

●東京都告示第千三百七十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

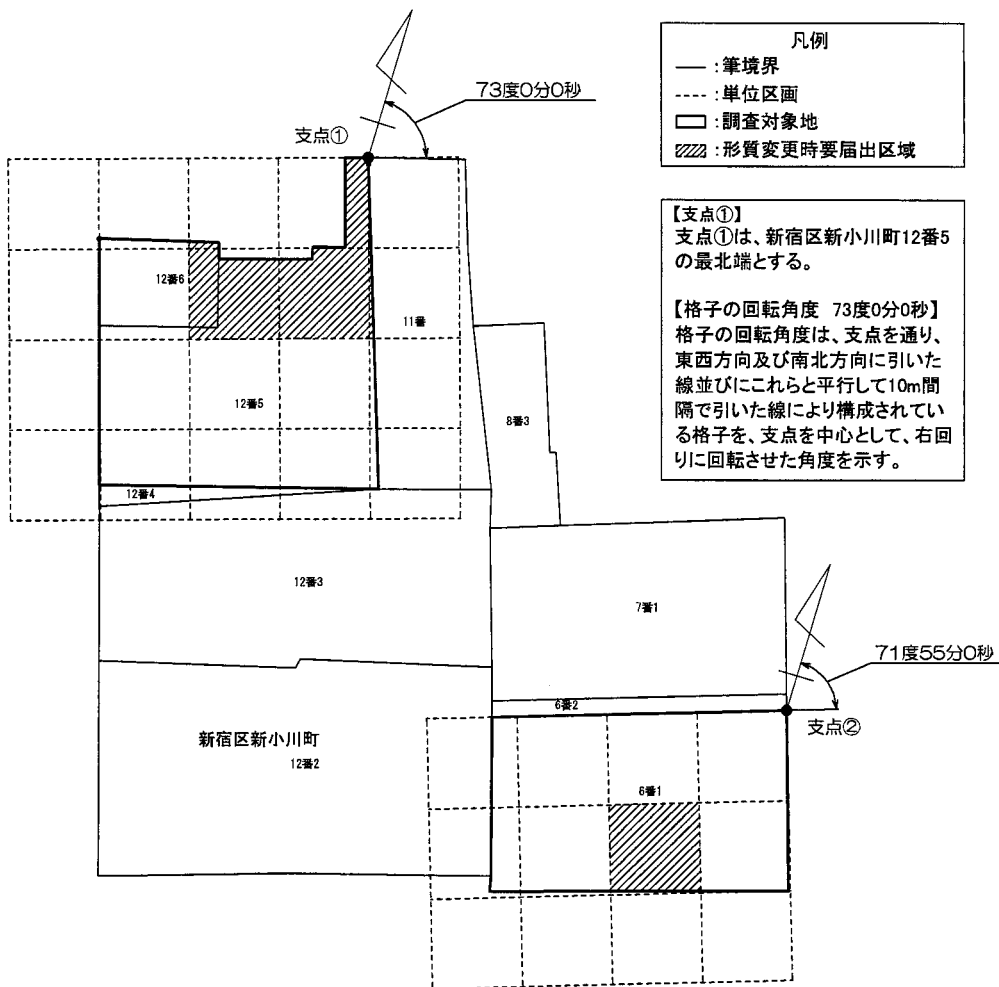
平成二十七年九月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区新小川  
町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい  
ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡例  
 — : 筆境界  
 - - - : 単位区画  
 □ : 調査対象地  
 ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点①】  
 支点①は、新宿区新小川町12番5  
 の最北端とする。

【格子の回転角度 73度0分0秒】  
 格子の回転角度は、支点を通り、  
 東西方向及び南北方向に引いた  
 線並びにこれらと平行して10m間  
 隔で引いた線により構成されてい  
 る格子を、支点を中心として、右回  
 りに回転させた角度を示す。

【支点②】  
 支点②は、新宿区新小川町6番1  
 の最北端とする。

【格子の回転角度 71度55分0秒】  
 格子の回転角度は、支点を通り、  
 東西方向及び南北方向に引いた線並  
 びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されてい  
 る格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第千三百七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第百三十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月九日

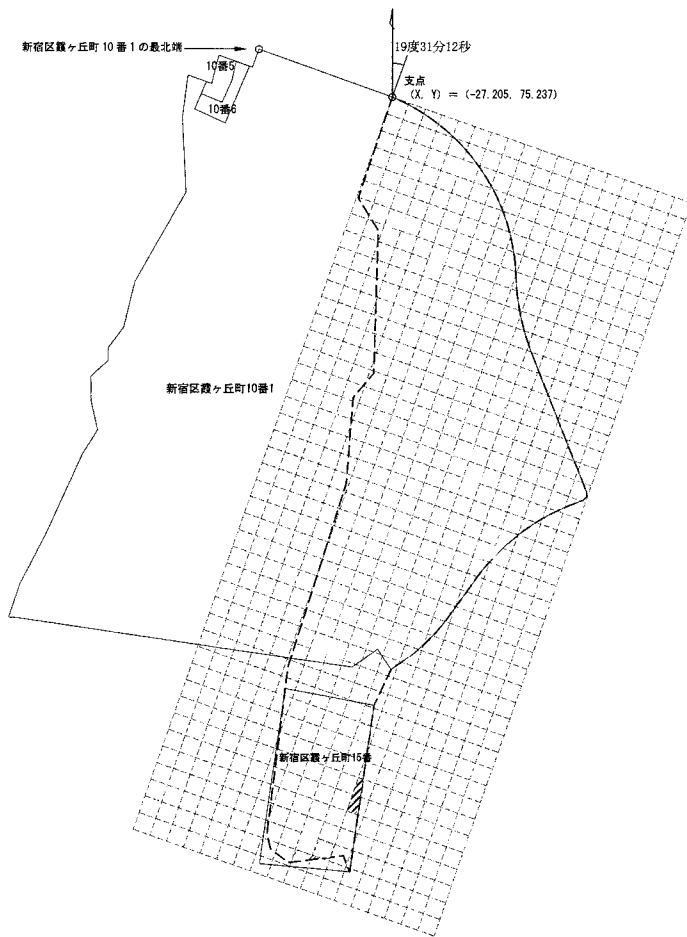
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【 格子の回転角度（19度31分12秒） 】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【 支点 】  
支点は、調査対象地の最北端とする。  
「調査対象地の最北端」の座標は、新宿区霞ヶ丘町10番1の最北端を基準として、世界測地系座標計算に従い設定した結果、(X, Y) = (-27.205, 75.237)である。また、「図中のA~D」の座標も同様に算出した結果、次のとおりであった。

		座 標 値			
	支点	A	B	C	D
X	-27.205	-460.355	-459.015	-457.690	-456.292
Y	75.237	17.169	28.253	39.337	34.267

【 凡例 】  
----- : 単位区画  
----- : 筆境界  
----- : 調査対象地  
▨ : 指定を解除する区域

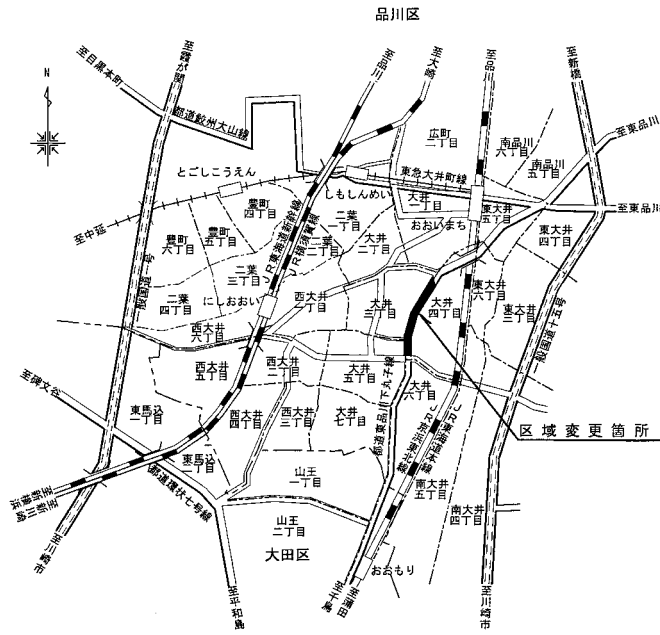
●東京都告示第千三百七十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十七年九月九日から起算して二

別図

都道東品川下丸子線区域変更略図  
 品川区大井三丁目〜大井四丁目

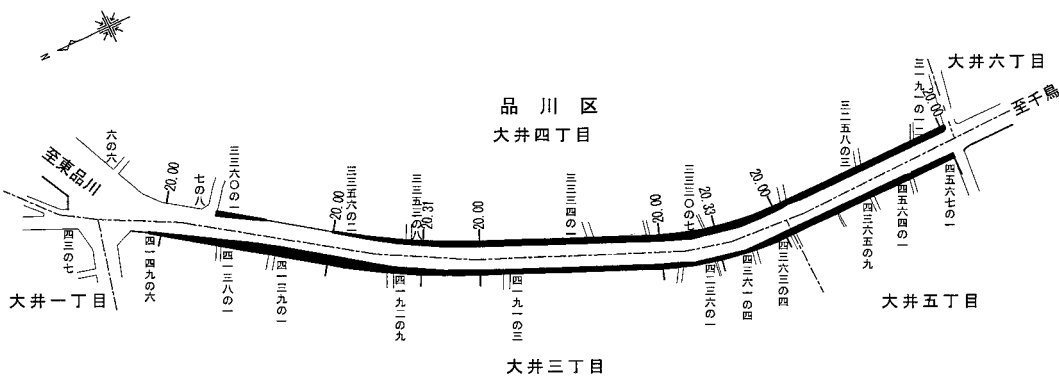


延長 五〇七・七一メートル  
 面積 二、二四八・八二平方メートル



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年九月九日  
 東京都知事 舩添 要一  
 一 路線名 東品川下丸子  
 二 変更の区間 品川区大井三丁目四千四百四十九番六地内

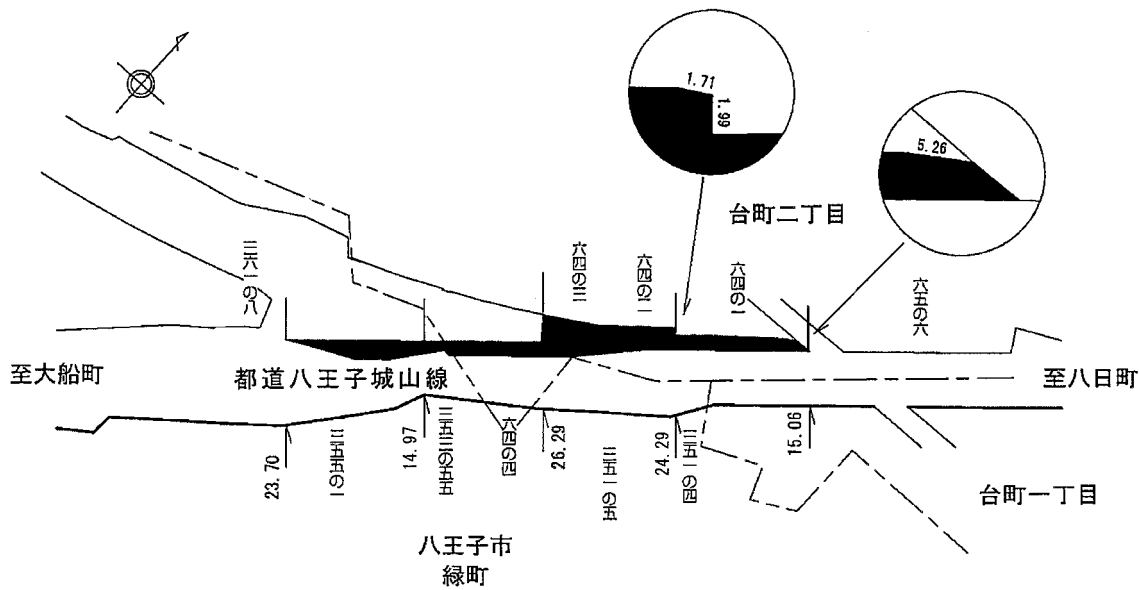
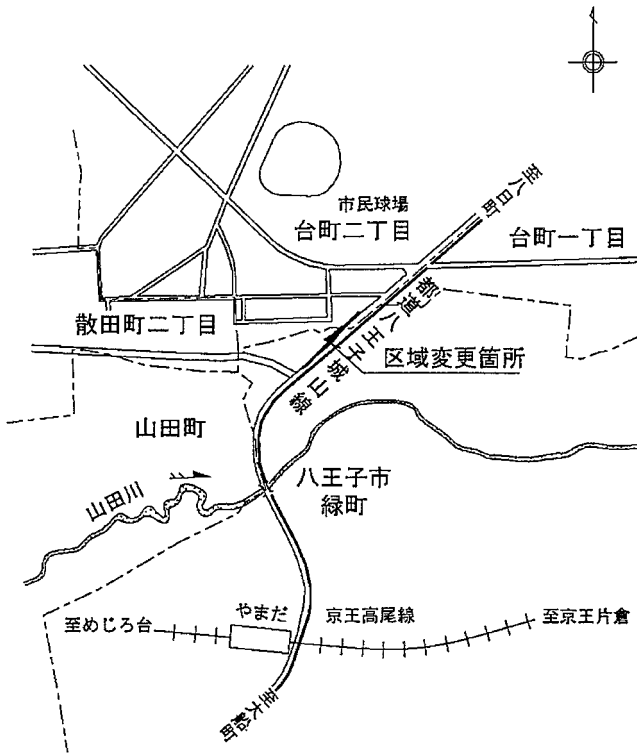
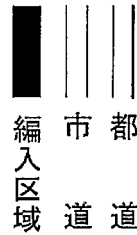
三 変更の概要  
 から同区大井四丁目三千百九十一番十二地内まで  
 別図表示のとおり



別図

都道八王子城山線区域変更略図  
八王子市台町二丁目～緑町

延長 一四五・四メートル  
面積 七二五・三八平方メートル



●東京都告示第千三百七十五号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月九日から起算して二  
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年九月九日  
東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 八王子城山
- 二 変更の区間 八王子市台町二丁目六十五番六地先から  
同市緑町三百六十一番八地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年七月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人はつびーさぼーとコアラ
- 三 代表者の氏名  
横尾 富夫
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都国立市東四丁目二十七番地の二十一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年七月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヒール・ジ・アース

三 代表者の氏名  
田中 真理

四 主たる事務所の所在地  
東京都町田市原町田二丁目四番一号

ライオンズルーセント町田二〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、長い歴史を持つヨガをはじめ、フィットネスやトレーニング等の健康運動の実践と普及を通じて、すべての人々が世界保健機構の提唱する肉体的・精神的・社会的に満たされた健康を享受することを目指し、もって公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年七月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人こころんプロジェクト
- 三 代表者の氏名  
中里 文子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都中央区銀座四丁目十三番八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民、特に引きこもり・ニートと呼ばれる若年無業者及びその家族を対象として、青少年の自立を支援するための相談事業、就労支援事業及び講演・セミナーによる啓発等を通じて、青少年の自立と

社会参加及び子ども健全育成等を支援し、もって公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年九月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

小金井市貫井南町一丁目十二番五及び十三番一  
武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

狛江市和泉本町三丁目千百三十六番及び千百三十八番一の各一部  
西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 山本 重穂

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六條の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつたので、同規程第七條の規定により公告する。

平成二十七年九月九日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新事業所 所在地	旧事業所 所在地
平成二 十七年 七月七 日	四四三六	株式会社 関設備工 業清瀬營 業所	清瀬市元町 一丁目一番 六号 エス タセルカ三 〇一号室	清瀬市元町 一丁目一番 五号 山岸 ビル二〇一 号室
同日	四七八七	有限会社 鈴木工業 東京營業 所	江東区北砂 四丁目三十 六番十二号 光洋ビル 一〇一号	板橋区大谷 口二丁目五 十三番八号 狩野アパ ルト二〇五 号
同日十 六日	三七三五	有限会社 岩田設備 工業	江戸川区本 一色三丁目 十七番九号	葛飾区新小 岩三丁目二 十九番七号
同日二 十四日	〇〇六九	川本工業 株式会社 東京支店	港区芝四丁 目十番三号 住友生命 三田ビル七 階	港区赤坂四 丁目八番十 四号 赤坂 坂東ビルデ ィング五階
同日二 十七日	〇〇〇六	有限会社 文化給水 社	新宿区中井 一丁目四番 七号 クラ ブハウス一 〇三号室	新宿区上落 合二丁目十 七番十三号
二 商号又は名称を変更した事業者				
受理年 月日	指定番号	新商号又 は名称	旧商号又は 名称	事業所 所在地
平成二 十七年 七月十 四日	一八八二	忍土建株 式会社	忍土建株式 会社江東營 業所	江東区北砂 一丁目十一 番七号
三 代表者を変更した事業者				
受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新代表者名	旧代表者名

受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新代表者名	旧代表者名
平成二 十七年 七月一 日	〇〇九六	株式会社 サンブラ ント	鎌田 兄巳 松下 徹	
同日	三五一二	池松空調 工業株式 会社	池松 賢司 池松 繁男	
同日	四二二八	有限会社 山本燃料 住設サー ビス	山本 悟嗣 山本 修作	
同日九 日	三三三四	株式会社 京王設備 サービス	寺田雄一郎 東宮 秀行	
同日十 五日	四九三三	積和建设 神奈川株 式会社	竹花 嗣生 長尾 陽介	
同日二 十二日	三四〇九	積和建设 東東京株 式会社	西中 道生 竹花 嗣生	
同日二 十三日	〇一〇〇	日比谷総 合設備株 式会社東 京本店	野原 孝之 福木 盛男	
同日二 十四日	〇〇六九	川本工業 株式会社 東京支店	鴨志田 哲 高坂 隆夫	
同日	〇五六一	株式会社 カントー	福本 学 谷田 恵司	

者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七  
条の規定により公告する。

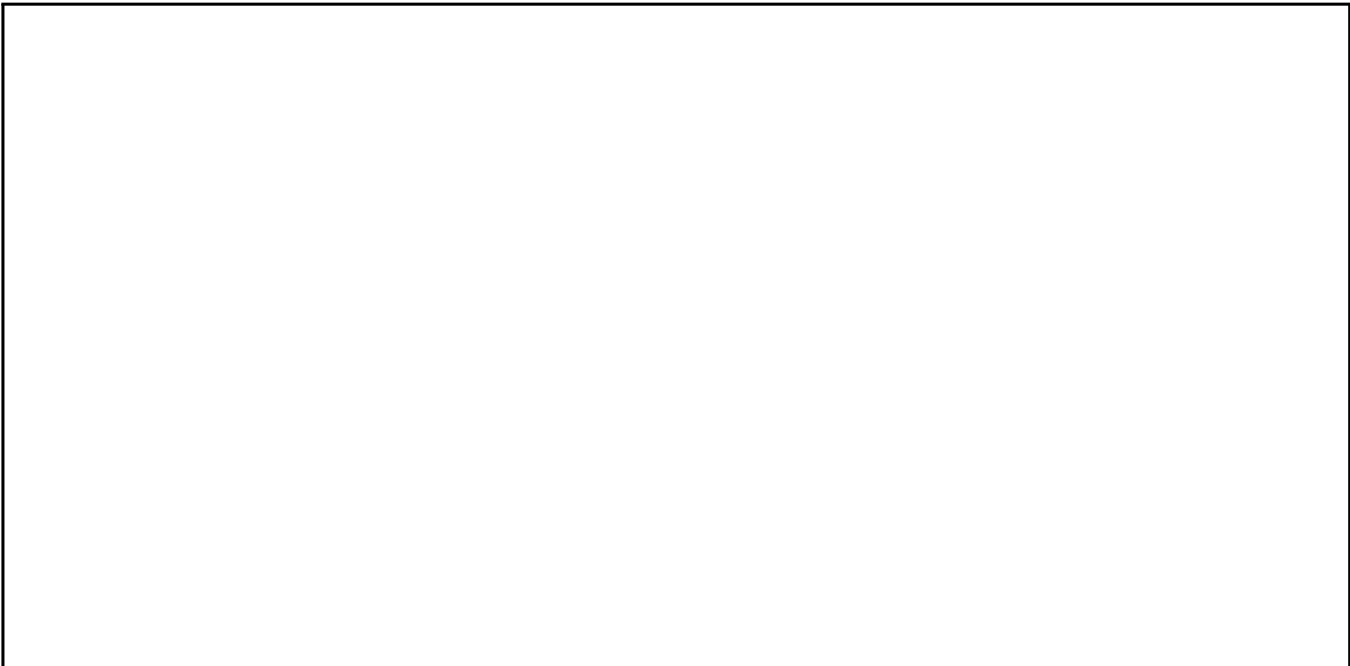
平成二十七年九月九日  
東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地  
五二八一 株式会社 岩永 克哉 世田谷区桜三丁目二  
東京設備 十番二十九号

二 指定年月日  
平成二十七年九月三日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について  
（昭和三十四年東京都条例第八十九号）  
第七号）第七号の規定により、東京都指定排水設備工事事業者  
を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七  
号

郵便番号  
113-0001